

## 平成28年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

平成28年11月25日(金)午後2時00分

議会棟AB会議室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志

2番 成島 誠

3番 大炊 三枝子

4番 中野 栄

5番 大井 栄一

6番 根本 博

7番 田村 星寿

8番 宮久保 勝

9番 三須 清一

10番 須藤 喜一郎

### 4. 出席事務局職員

局長 渡辺 唯男

次長 成嶋 文夫

次長補佐 落合 敦

農地係長 富塚 隆則

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する

専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

**三須清一会長** こんにちは。本日はお忙しい中、委員さん方には総会に出席ご苦労さまです。また、先週の農業まつりにおいて、多くの農業委員の皆様、雨の中本当にご苦労さまでした。

ただ今から平成 28 年第 11 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

6 番 根本博委員

7 番 田村星寿委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 5 号まで、合計 5 議案です。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 3 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が 22 件、再設定が 1 件です。

議案第 4 号は「生産緑地に係る主たる従事者証明について」です。

議案第 5 号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 28 年 11 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号1の説明をいたします。議案資料は1ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,773m<sup>2</sup>です。JR〇〇〇駅北側約2.3kmに位置しています。位置図は議案資料の4ページをご覧ください。

所有権の移転を行うもので、譲受人は〇市〇〇にお住まいの農業者で、経営拡大のために買い受けするものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。譲受人及び双方の代理人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地約2.94ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間150日で、父が300日、母が200日、兄が250日です。トラクター、農用車などを所有しています。

なお、売買代金は〇〇〇万円です。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第1号整理番号2を審議します。

事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** 議案書は1ページと2ページです。それでは整理番号2の説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の地目・畑3筆、〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、合計面積は5,583m<sup>2</sup>（持ち分3分の1）の所有権移転です。

議案資料11ページの位置図をご覧ください。〇〇〇〇の農地は老人ホーム和楽園（位置図の上側）の南東側に位置しています。続いて、資料の12ページをご覧ください。上大境及び下大境の農地は我孫子市土木センターの南側に位置しています。

譲渡人は相続で農地を取得したが、県外にお住まいで耕作ができない状況であります。譲受人は中峠の農業者で、譲渡人の姉の夫にあたり、申請地を管理しており、贈与により所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第1号整理番号2について調査結果を報告いたします。譲受人の妻兼譲渡人の姉と双方の代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地約80アールです。農作業従事日数は年間180日で、農用車などを所有しています。

また、経営農地については効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

（なし）

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第1号整理番号3を審議します。

事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。整理番号3の説明をいたします。議案資料は17ページからとなります。

申請地は〇〇〇〇〇〇地先の畑二筆、合計面積は844m<sup>2</sup>（持ち分）の所有権移転です。

譲受人は〇〇の農業者で、申請理由は〇〇〇区画整理事業施工中の平成 11 年に譲受人が一筆の土地の一部に 11 階建て分譲マンションを建築されました。当時の登記制度上、同じ筆の農地の登記がマンション購入者（譲渡人）とマンション所有者（譲受人）との共有状態となりました。同じくマンションの敷地についても共有状態となり、その後、平成 14 年に換地され、畑と宅地に分筆されました。そして、実態と登記が異なることになったものです。この状態を改善するため（譲渡人）持ち分の農地と（譲受人）持ち分のマンション敷地等の交換申請が必要になりますので、今回の許可申請を行うものです。実際には土地の異動はなく、交換手続きにより持ち分の整理を行うものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第 2 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第 1 号整理番号 3 について調査結果を報告します。議案資料の 18 ページの位置図をご覧ください。

J R 天王台駅から 200m の〇〇〇〇公園の北側に位置しています。左上が申請地で、道路をはさんだ右下に分譲マンションが位置しています。これらを登記上整理するもので、以前にも分譲マンション購入者がマンションを譲渡するなどの時に同様の申請がされていたもので、申請農地は譲受人が区画整理時から適正に管理している場所であります。

譲受人の経営農地については効率的に耕作されていること、及び本案件は登記当時の制度上発生した不都合を改善するための必要な手続きを行うものであることから、第 2 調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

**三須誠一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 3 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 3 は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 2 号について審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年11月25日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は20ページからとなります。転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の地目・畑一筆、面積は981m<sup>2</sup>です。JR〇〇駅の北東約2kmに位置しています。位置図は議案資料23ページをご覧ください。

譲受人は太陽光発電所の設計、施工、管理、販売を行っている有限会社小野寺電工で、譲渡人は市内在住の方です。農地を買収して太陽光発電施設を設置するものです。事業費は土地代金〇〇〇万円、施設建設費〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円で、合計〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円です。すべて自己資金で賄うものです。

なお、東京電力への売電価格は経済産業省の認定を平成26年6月に受けていることから1kwh当たり税別32円で、20年の固定契約となっております。

なお、他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第2号整理番号1について調査結果を報告します。譲受人と代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は現在は農地として活用されておらず、今後も農地の見込みもないこと、周囲にさえぎるものが少なく、東南からの日照が多く望めることから太陽光発電施設を設置する事業者と売買契約が合意したため、農地転用を伴う所有権移転を行うものです。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

雨水排水は敷地内の自然浸透で処理する。周辺の土地や農地に対し、土地境界を明確にし、土砂等が流出することのないよう管理を徹底する。定期的に周辺土地所有者の意見聴取をし、対策を講じていくとのことです。

第2調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある

委員は挙手をお願いします。

中野委員。

**中野栄委員** この辺に既存の太陽光発電ってありますか。

**三須清一会長** 隣。

**中野栄委員** 隣。分かりました。

**三須清一会長** ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

なお、整理番号3と23については大井栄一委員が、整理番号4と5については宮久保勝委員が、整理番号13については中野栄委員が利用権設定者となっております。大井栄一委員、宮久保勝委員並びに中野栄委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年11月25日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は37ページからとなります。

新規の賃借権設定が整理番号1から22までの22件、賃借権の再設置が整理番号23の1件です。

整理番号1の設定農地は〇〇〇地先の田5筆、合計面積は9,868m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇の農業者、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は6年間です。



整理番号2の設定農地は〇〇〇地先の田3筆、合計面積は 8,176m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は6年間です。

整理番号3の設定農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は 1,385m<sup>2</sup>です。借受者は真〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は6年間です。

整理番号4の設定農地は〇〇字〇〇〇地先の現況地目・畑一筆、〇〇字〇〇地先の田一筆及び〇〇字〇〇地先の田3筆、合計面積は1万 2,034m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号5の設定農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は 3,606m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号4と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号6の設定農地は〇〇〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は 3,198m<sup>2</sup>です。借受者は新木の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号7の設定農地は〇〇字〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 3,695m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号6と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号8の設定農地は〇〇字〇〇地先の田二筆、合計面積は 1,811m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号6と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号9の設定農地は〇〇字〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇字〇〇〇〇の田一筆、合計面積は 5,567m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号6と同じで、貸付者は新木の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号10の設定農地は〇〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,000m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号6と同じで、貸付者は〇〇市の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号11の設定農地は〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、面積は 1,101m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号6と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号12の設定農地は〇〇字〇〇〇〇地先の田二筆及び〇〇〇〇字〇〇〇〇下地先の田二筆、合計面積は 6,484m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号6と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米真〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号 13 の設定農地は〇〇字〇〇地先の田 3 筆、合計面積は 2,276m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対してコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 6 年間です。

整理番号 14 の設定農地は〇〇字〇〇地先の田二筆、合計面積は 2,306m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 15 の設定農地は〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 5,006m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号 14 と同じで、貸付者は下ヶ戸の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 16 の設定農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 2,276m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号 14 と同じで、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 17 の設定農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 4,177m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号 14 と同じで、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 18 の設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 2,974m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号 14 と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 19 の設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,068m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号 14 と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 20 の設定農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆及び〇〇字〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 3,733m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号 14 と同じで、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 21 の設定農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は 2,978m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号 14 と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 22 の設定農地は〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 3,091m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇市の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 6 年間です。

整理番号 23 の再設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆及び〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 1,906m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号 3 と同じ〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 3 年

間です。

以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 整理番号1及び2の借受者の経営面積は借受地を含め、約7.5ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間300日で、妻と父がそれぞれ200日、母が100日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号3及び23の借受者の経営面積は借受地を含め、約7.03ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間250日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号4及び5の借受者の経営面積は自作地が約2.28ヘクタールです。農業従事日数は本人、妻及び父がそれぞれ年間330日で、子供が300日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号6から12までの借受者の経営面積は借受地を含め、約5.25ヘクタールです。農業従事日数は本人及び母がそれぞれ年間250日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号13の借受者の経営面積は借受地を含め、約14.9ヘクタールです。農業従事日数は本人、妻及び子がそれぞれ280日、子の妻が80日です。トラクター5台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号14から21の借受者の経営面積は借受地を含め、約4.66ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間180日、父が150日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号22の借受者の経営面積は借受地及び貸付地を含め、約2.58ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間250日、父が300日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審議したところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から23までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号の整理番号3から5と、13及び23を除く、整理番号1、2、6から12及び14から22に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を

お願いします。

須藤委員。

**須藤喜一郎委員** じゃあすみません。休憩して。

**三須清一会長** 暫時休憩します。

(暫時休憩)

**三須清一会長** それでは再開いたします。

何かほかにごございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号1、2、6から12及び14から22について採決します。  
決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1、2、6から12及び14から22は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第3号整理番号3及び23に対する質疑に入ります。

大井栄一委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退出していただきます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(大井栄一委員、退室)

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

続いて、議案第3号整理番号3及び23について採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号3及び23は原案どおり決定することとしました。  
大井栄一委員には自席に戻っていただきます。

(大井栄一委員が席に戻ったことを確認)

続いて、議案第3号整理番号4及び5に対する質疑に入ります。

宮久保勝委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(宮久保勝委員、退室)

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

続いて、議案第3号の整理番号4及び5について採決します。決定することに賛成する委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号4及び5は原案どおり決定することとしました。

宮久保委員には自席に戻っていただきます。

(宮久保委員が席に戻ったことを確認)

続いて、議案第3号の整理番号13に対する質疑に入ります。

中野委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(中野委員、退室)

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

続いて、議案第3号の整理番号13について採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号13は原案どおり決定することとしました。

中野委員には自席に戻っていただきます。

(中野委員が席に戻ったことを確認)

続いて、議案第4号「生産緑地に係る主たる従事者証明について」を議題といたします。  
事務局より朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書15ページをお開きください。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年11月25日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は44ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、生産緑地法第10条による生産緑地の買い取りの申し出を市へ申請するため、従事者証明を求めるものです。

買い取り申し出を行う生産緑地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積が685m<sup>2</sup>で、JR成田線〇〇駅の北西約1.4kmに位置しています。この農地は市街化区域内にあります。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第4号について調査結果を報告します。申出人の立会いの下、現地調査を行いました。

農業の主たる従事者である申出人の父は、生前は週に2回ほど現地を訪れ、耕作をしていました。現地はいつでも耕作できる状況に管理されておりましたが、申出人は自ら耕作の意思はないとのことでした。

以上を基に第2調査会では、農業の主たる従事者が生前は農地を耕作し、適正に管理していたことから、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第4号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

中野委員。

**中野栄委員** 何も分からないのであれなんですけども、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願って、これは何なんですか。

**三須清一会長** じゃあ暫時休憩します。

(暫時休憩)

**三須清一会長** それでは再開します。

ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号整理番号1について採決します。生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号1については原案どおり証明することに決定いたしました。

宮久保調査会長は自席にお戻りください。

続いて、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

**事務局** 議案書の16ページをお開きください。

議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のとおり柏税務署長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年11月25日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は46ページ及び47ページとなります。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況について柏税務署より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて地区担当委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** それでは、根本委員より報告をお願いします。

**根本博委員** 平成28年11月2日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇字〇〇〇〇番地ほか田5筆、畑一筆、合計面積1万5,646m<sup>2</sup>について現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

**三須清一会長** 以上で報告が終了しました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第5号について採決します。原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号は原案どおり報告することとしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。報告は第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計2件受理しました。転用目的・事由は整理番号1と2いずれも宅地です。

続いて、報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計4件受理しました。転用目的・事由は4件いずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。農業基盤強化促進法による賃借権設定の解約の通知です。

以上、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理したものです。

**三須清一会長** 報告第1号から3号まで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもって我孫子市農業委員会平成28年第11回総会を閉会いたします。



この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人